

青森県報

第三千二十八号

平成二十年
十二月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………	(建 築 住 宅 課) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県 民 生 活 課) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県 境 再 生 策 室) …… 三
出先機関	
土地改良区の役員の退任……………	(西 北 地 域 民 局) …… 三
土地改良事業の工事の完了……………	(同) …… 四
道路の位置の指定……………	(上 北 地 域 民 局) …… 四
公安委員会	
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………	(警 務 課) …… 四
青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………	(交 通 企 画 課) …… 五

告 示

青森県告示第八百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を 行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社東 北産業	三戸郡五戸町大 字豊内字地蔵 平一の八六五	訪問介護	訪問介護サ ビスさんの へ	三戸郡三戸町 大字六日町三 一	平成 二〇・三・五
株式会社五 所川原ケア センター	五所川原市字一 ツ谷五五四の	通所介護	デイサー ビスのり た	五所川原市松 島町四丁目五 五	二〇・三・三
社会福祉法 人鶴田町社 会福祉協議 会	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字沖 津一九三	福祉用具 貸与	社会福祉法 人鶴田町社 会福祉協議 会	北津軽郡鶴田 町大字鶴田字 沖津一九三	"

青森県告示第八百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

合同会社センシ ン青森ケアセン ター	名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指月 年日定
青森市大字駒込 字蛸沢二八九の 三七	名称	所在地	指月 年日定	平成 二〇・三・二五

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社セン ソケア	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サ ービス	指月 年日定
五所川原市一 ツ谷五五四の 〇	名称	所在地	訪問介護サ ービス	訪問介護サ ービス	平成 二〇・三・二五
三戸郡五戸町大 字豊間内字地蔵 平一の八六五	名称	所在地	訪問介護サ ービス	訪問介護サ ービス	平成 二〇・三・二五
北津軽郡鶴田 大字鶴田字沖 津	名称	所在地	訪問介護サ ービス	訪問介護サ ービス	平成 二〇・三・二五
社会福祉協 議社	名称	所在地	訪問介護サ ービス	訪問介護サ ービス	平成 二〇・三・二五

青森県告示第八百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 建築構造 センター	住所	構造計算適合性判定 の業務を行う事務所 の所在地	指定をした日	構造計算適合 性判定の業務 の開始の日
東京都新宿区 一丁目一 番四	同上	同上	平成二十年十 二月一日	平成二十年十 二月二日
東京都中央区 東日本橋一 丁目四	同上	同上	平成二十年十 二月四日	平成二十年十 二月五日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人農楽郷 h i b i k i
- 三 代表者の氏名

日野口 敏章

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字藤島字小山三七の一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神的・知的・身体的な障害を持つ人たちが、市民としての自覚と社会性を培っていくために、農を楽しむ地域コミュニティと共に歩を進める場を設け、地域住民と障害者との円滑な共生意識を持つことにより、青森県の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソーシャル・キャピタル・サービス青森

三 代表者の氏名

工藤 公

四 主たる事務所の所在地

青森市新町一丁目六の二二

五 定款に記載された目的

この法人は情報通信技術を活用した事業などの企画、運営を通して青森市を中心とした広域の活性化と利便性の向上、発展を図るとともに、地域住民及び企業の社会貢献活動に情報通信技術を活用して共有、支援をすることで持続可能な地域循環型社会の基盤づくりの推進を目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年十二月五日

五 契約の相手方の名称及び住所

県境再生共同企業体

青森市大字戸門字山部二八の八

六 契約金額

一トン当たり三万三千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤

石川土地改良区から、次のとおり役員の仕事の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年十二月二十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	世永 一郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原 二四一の七	平成二〇・五・六

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月二十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
サビシ口沼	ため池等整備事業	平成一九・八・三
茂内谷地	"	一九・八・三
緩沢下	"	一九・三・六
外ヶ沢下	"	一九・八・一
大平	"	二〇・三・五
第二出来島	産地づくり支援水田高度利用促進事業	一九・六・五
薄市	一般農道整備事業	一九・三・三

上北地域県民局告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡七戸町字上町 野一四〇の一及び一 四一の五	四九・六七メートル	六・〇〇メートルから 六・一五メートルまで	平成 二〇・一・三
	四七・三八メートル	六・〇〇メートル	

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第七号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八戸警察署	湊交番 八戸駅前交番	八戸市大字湊町字大沢二十七番地三十五 八戸市大字尻内町字館田二番地二
-------	---------------	---------------------------------------

八戸警察署	八戸駅前交番	八戸市大字尻内町字館田二番地二
-------	--------	-----------------

白銀交番	八戸市大字白銀町字三島上三十九番地一
------	--------------------

みなと白銀交番	八戸市大字白銀町字左新井田道一番地四
---------	--------------------

に改める。

別表第二中

旭ヶ丘警察官駐在所 白銀台警察官駐在所 市川警察官駐在所	八戸市旭ヶ丘一丁目一番地一 八戸市白銀台二丁目十番地十七 八戸市大字市川町字尻引前山三十一番地三百三
------------------------------------	----------------------------------------------------------

旭ヶ丘警察官駐在所 市川警察官駐在所	八戸市旭ヶ丘一丁目一番地一 八戸市大字市川町字尻引前山三十一番地三百三
-----------------------	----------------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月二十五日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第八号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 道路において、携帯電話用装置（以下「携帯電話」という。）を使用し自転車を運転しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、携帯電話に表示された画像を注視することなく使用することができる場合にあつては、この限りでない。

七 道路において、ヘッドホン等を使用し大きな音量で音楽等を聞き、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。

別記様式第十号を次のように改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第10号（第17条関係）

※ 整理番号

安全運転管理者等に関する届出書 年 月 日

青森県公安委員会 殿

ア 安全運転管理者を選任、解任、届出 } したので
事項(ク、カ、キ、ク)を變更

イ 副安全運転管理者を選任、解任、届出 } したので
事項(ク、カ、キ、ク)を變更

氏名 住所

(印)

(電話)

エ	選任年月日	年 月 日
オ	本籍	
カ	住所	
キ	氏名	(ふりがな)
ク	生年月日 (年齢)	明 (歳)
ケ	資格要件	(注) 年齢20歳以上の者、但し、副安全運転管理者を設ける事業所の管理者については30歳以上 実務経験 ① 運転管理 2年以上 ② 運転管理 1年以上 ③ 運転経験 3年以上 ④ 公安委員会の認定 (注) 管理者は①、②、③、④のいずれかに○印、副管理者は①、②、③、④のいずれかに○印
コ	職務上の地位	
ク	安全運転管理者等が運転免許を受けている場合	免許種類別 免許年月日 交付年月日 交付公安委員会
ケ	安全運転管理者等の勤務履歴	補助者 日勤 隔日 あり 勤務所名 職名 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月
備考		

NO

- 1 本書のほか戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。
- 2 自動車安全運転センター法に規定する運転記録証明書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

【記載上の注意事項】

- 1 ※印は、警察署において記入すること。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 3 届出者は、名称又は氏名を記載し、及び押印することによって、署名すること。
- 4 選任記入を求めている欄は該当するものを○で囲むこと。
- 5 選任記入を求めている欄で2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲むこと。
- 6 安全運転管理者等を選任後直ちに他の者を安全運転管理者等に選任したときは前安全運転管理者等欄に記入することによって解任届を兼ねるものとする。

(発行所・発行人) 青森市長 二丁目 一番一 号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一 問屋町 二丁目 番七 七 号 東 奥 印 刷 株 式 有 限 公 司

毎 週 月 ・ 水 ・ 金 曜 日 発 行
定 価 小 口 一 枚 二 付 十 五 円 一 銭